

「平成30年度に実施した仕事」の振り返りシート

記入日 平成 31 年 4 月 10 日

仕事の内容	成年後見活用あんしん生活創造事業委託事務【社会福祉協議会運営・補助事業】				
担当部署・課長名	福祉部福祉推進	課	庶務	係	課長名 嶋田 淳

この仕事は、どの【施策】の課題を解決するための手段ですか。			施策番号	2 - 2	2 - 3
【施策名】 高齢者保健福祉の推進 障害者福祉の推進			総合計画書 (ページ)	51	55
予算名	款 3 民生費	項 1 社会福祉費	目 1 社会福祉総務費	事業 15 東大和市社会福祉協議会運営・補助事業	

1 この仕事の目的	① 誰(何)を対象にしていますか。 認知症等により判断能力が低下し、財産管理や日常生活を営むことが困難になった高齢者、知的障害者及び精神障害者とその家族。	→	① ①の対象数や量を、あらわすもの(対象指標) 成年後見制度(法定後見・任意後見 重複・継続相談、申立て支援含む)相談件数
	② ①をどのような状態にしたいのですか。[簡潔に] 判断能力が低下し、自らの財産管理や日常生活を営むことが困難になった市民が、成年後見制度を活用することにより、地域で安心して生活できる。	→	② ②の状態になった数・量をあらわすもの(成果指標) 成年後見制度の申立てに至った件数 首長申立(6件)、親族申立(2件)、本人申立(1件)
	③ そのために何をしましたか。 成年後見制度の利用を促進するための体制整備として成年後見制度推進機関を設置し、関係機関との連携や、市民への情報提供、相談を行った。	→	③ ③をどのくらい行いましたか(活動指標) ①~⑧の合計回数 ① 成年後見連絡会 ② あんしん東大和運営委員会 ③ あんしん東大和講演会 ④ 成年後見制度に関する相談会 ⑤ 親族後見人等研修会 ⑥ 成年後見講座 ⑦ 成年後見専門相談(偶数月:年6回) ⑧ ふくし法律相談(奇数月:年6回)

		単位	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	平成31年度目標	平成32年度目標
2 指標の推移	対象指標	①の数値	件	393	529		
	成果指標	②の数値	件	17	9		
	目 標	②の目標値	%				
		目標値設定の考え方	相談から成年後見につながった件数の割合				
活動指標	③の数値	回	24	24			

3 経費	事業費(実績)		円	9,723,000	10,326,612	10,616,000	※人件費の所要人数は、基本的には「人」で表わしますが、一時的な仕事については時間数での表示も可とします。その場合単位を「時間」に変更してください。 人件費(再任用職員以外) 年間単価は、8,244,000円 時間単価は、4,200円 で計算してください。 【算出根拠】平成29年度決算数値。(退職手当組合負担金、共済費も含む。)
	財源	一般財源	円	5,723,000	5,995,500	6,616,000	
		特定財源	円	4,000,000	4,000,000	4,000,000	
		(うち受益者負担)	円	0	165,556	0	
	人件費(目安)	所要人数(再任用以外)	人	0.1	0.1	0.1	
		所要人数(再任用)	人				
職員人件費(再任用以外)		円	826,700	825,300	824,400		
職員人件費(再任用)		円					
事業費+人件費		円	10,549,700	11,151,912	11,440,400		

この仕事における市の裁量 市の裁量は大きい

4 環境変化	この仕事の開始時期(開始年度)、何を目的に開始していますか。 成年後見制度は民法を基本とした制度で、平成12年に民法が改正され、禁治産・準禁治産制度から新しい制度となった。東京都では、同制度の活用を図るため、平成17年に補助要綱を制定した。当市では、東大和市社会福祉協議会と協議を重ね、この補助制度を活用することにより、平成20年1月に推進機関を立ち上げた。
	開始当初と比較し、状況の変化はありますか。 高齢者の増加により、講演会や相談会等を行い、制度について周知を図っている。

仕 事 の 内 容	成年後見活用あんしん生活創造事業委託事務【社会福祉協議会運営・補助事業】				
担当部署・課長名	福祉部福祉推進	課	庶務	係	課長名 嶋田 淳

5 市民等の意見	この仕事に関して、平成30年度中に寄せられた市民・議会等の意見、また、市民・サービス利用者等の実態やその意識について 高齢化が進む中、後見人の不足から、市民後見人養成について検討が必要となっている。また、議会では、後見人の報酬助成について陳情が出され、採択されている。				
	(1)市民協働の取組を行いましたか。ある場合は、取組手法の種類から番号を選択。（複数回答可）				
6 市民協働	取り組みは無い	取組手法	④・⑥ 【取組手法の種類】 ①共催 ②実行委員会・協議会 ③事業協力 ④事業委託 ⑤補助・助成 ⑥情報提供・情報交換（広報媒体： ） ⑦後援・場の提供 ⑧その他（ ）		
	(2)平成31年度に向け、さらに適した協働の形態とするための「考え」又は「気付いた」点 地域連携ネットワークづくりが必要であると考え。				
7 課題	(1)「平成29年度に実施した仕事」の振り返りシート 「7 課題(2)」の内容				
	(2)(1)の課題解決に向けた取組や、事務改善など、平成30年度に実施したこと。 第三者（親族以外の専門職など）後見人等との連絡会を実施した。 地域現状の把握と体制整備、連携に努めた。市内精神保健福祉関係者連絡会を実施した。				
	(3)(2)を踏まえた今後の課題 今後需要が増えていくことが予想される中、法人後見や市民後見人の推進を進めていく必要がある。 地域連携ネットワークづくりが必要であると考え。				
8 今後の方向性	(1)仕事の方向性（「7 課題(3)」の課題解決に向けた具体的な改革・改善案など） 政府において、平成29年3月24日、成年後見制度利用促進基本計画が策定され、閣議決定された。市においても、基本計画を勘案して、広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとされている。 各種説明会等参加し、情報収集に努めた。				
	(2)上記(1)の改革・改善案を実現するために、克服すべき問題点、必要な調整・準備等 費用対効果の見込める合理的なシステムを構築するために、系統立った理論構築と情報収集を行う必要があり、人材の確保が求められる。				
	(3)改革・改善案による期待成果 上記(1)の改革・改善案を実施することで、成果面と経費面で現状からどのように変わりますか。				
成果	成果を維持する。		経費	仕事の経費は維持する。	